

佐賀県告示第百九十七号

道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定により、道路の区域を次のとおり変更する。

その区域を表示した図面は、平成二十四年七月二十日から平成二十四年八月二十日まで佐賀県交通政策部道路課及び伊万里土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成二十四年七月二十日

佐賀県知事 古川 康

道路の種類及び路線名	道路の区域	
	区	間
県道 伊万里停車場線	伊万里市立花町字口ノ町四〇 一八番一地从先から	伊万里市大坪町字六仙寺裏甲 二八六五番一地从先まで
	伊万里市立花町字口ノ町四〇 一八番一地从先から 伊万里市大坪町字六仙寺裏甲 二八六五番一地从先まで	
	前	後
	一七・〇 一〇・一	二七・〇 一〇・二
	六〇〇・〇	五九七・九
		変更前 の別 幅員 メートル
		延長 メートル